

# 高等学校等就学支援金 Q&A

## Q 新制度での就学支援金の支給額はどのようになりますか？

公立高校では、全日制は月額 9,900 円、定時制は月額 2,700 円、通信制は月額 520 円です。

**私立高校では、全日生・定時制・通信制ともに月額 9,900 円です。**単位制の場合は支給額が異なります。

## Q 「所得制限」が導入され、一定以上の収入がある世帯には就学支援金が支給されないと聞きましたが、どのように判断するのですか？

親権者の市町村民税所得割額の合算で判断します。30 万 4,200 円以上（年収 910 万円程度）の世帯では、就学支援金は支給されず、国公立を問わず、授業料を御負担いただくこととなります。

## Q 私立高校等の生徒の場合、世帯の経済状況によって就学支援金の支給額が異なると聞きましたが、どのように判断するのですか？

親権者の市町村民税所得割額の合算で判断します。私立高校等に通う生徒の世帯で、市町村民税所得割額が以下の場合、就学支援金が加算されて支給されます。

0 円（非課税）（年収 250 万円未満程度）の場合、基本額の 2.5 倍  
（全日制の場合 24,750 円/月）。

0～5 万 1,300 円未満（年収 250～350 万円程度）の場合、基本額の 2 倍  
（全日制の場合 19,800 円/月）。

5 万 1,300～15 万 4,500 円未満（年収 350～590 万円程度）の場合、基本額の 1.5 倍  
（全日制の場合 14,850 円/月）

※収入額は目安になります。※就学支援金は全額授業料に充てられ、個人に還付されるものではありません。

## Q 就学支援金は誰が受け取るのですか？

学校設置者（都道府県や学校法人など）が、生徒本人に代わって受け取り、**授業料に充てることとなります。**生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。なお、学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人（保護者）が支払う必要があります（学校によっては、一旦授業料を全額徴収し、後日、就学支援金相当額を還付する場合があります）。

詳細は、文部科学省（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1342600.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342600.htm)）

又は本校の事務室までお問い合わせください。

## 延岡学園高等学校